

## 奈良市体育施設使用日程調整 基本方針

令和6年度の奈良市体育施設使用日程調整より下記のとおりのお取り扱いとする。所管課は、調整順序に則って日程調整を行うものとする。原則、例外は認めない。

### ○調整順序

順序	対 象	内 容
Lv. 1	所管課(市スポーツ振興課)	①所管課の業務に関する事業 ②「Top Sports City 奈良」パートナーチームのホームゲーム及び関連事業 ③各種競技における全国規模の大会（全国的に組織された団体主催）※ <sup>1</sup> ④各種競技における近畿規模の大会（全国、近畿及び都道府県単位で組織された団体主催）※ <sup>1</sup> ※ <sup>1</sup> ただし、特に所管課が認めるもので、期日までに依頼されたものに限る。
Lv. 2	市役所各課	①市が主催する大規模事業（例：二十歳を祝う会、消防出初式 等） ②市中学校体育連盟（以下「市中体連」とする。）が主催する総合体育大会 ③その他、市役所各課で開催する事業等で特に所管課が認めるもの ※ <sup>2</sup> ※ <sup>2</sup> 原則、各課関係外郭団体等の事業は含まない。
Lv. 3	市スポーツ協会加盟団体 県スポーツ振興課 県スポーツ協会 市役所各課	①市スポーツ協会加盟団体が主催する大会等 ※ <sup>3</sup> ②県スポーツ振興課及び県スポーツ協会（県スポーツ少年団を含む。）の主催する大会 ③市中体連が主催する新人大会 ※ <sup>3</sup> 研修会、記録会及び講習会等はLv. 4とする。

### 日程調整会議以降

Lv. 4	指定管理者 市教育委員会（市中体連） 市スポーツ協会加盟団体	①指定管理者が主催する自主事業 ②市中体連主催のリーダー講習会・役員会議等 ③市スポーツ協会加盟団体が主催する研修会・記録会等
Lv. 5	学校・園等	別紙「学校・園等の体育大会・運動会の開催に伴う奈良市体育施設の使用について」に該当する場合に限る。
Lv. 6	その他	公共性が高く、特に市長が認める大会等に限る。

（令和5年8月1日施行）